

鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県スポットワーク導入支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内事業所のスポットワークの導入を支援することで、新たな雇用を創出し、地域経済の振興及び県内事業所の人手不足解消に寄与することを目的として交付する。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポットワーク

時間単位や1日単位の短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもと働く就業形態をいう。

(2) スポットワーク雇用仲介事業者

デジタル技術（スマートフォンのアプリケーション等）を用いて、スポットワークの仲介サービス事業を行う有料職業紹介事業者をいう。

(3) スポットワーカー

スポットワーク雇用仲介事業者等を介して、スポットワークを行う労働者をいう。

(補助対象事業者)

第4条 この要綱において補助対象事業者は、県内に事業所を有する事業者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 県が主催する「スポットワーク活用促進セミナー」を受講又はオンライン視聴し、かつ、本補助金を過去に受給したことがない事業者であること。

(2) 同一年度内に国又は他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給していない又は受給する見込みがない事業者であること。

(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者であること。

(4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をしていない事業者であること。

(補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる補助対象活動を行う補助対象事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、補助対象活動が完了した日から30日以内の日又は活動実施年度の2月20日のいずれか早い方の日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書（様式第1号）に添付すべき同条第1項第1号に掲げる書類は、様式第2号及び別紙によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項

に規定する人格のない社団等)であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項による額の確定と併せて行うこととし、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、第5条第2項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、もしくは交付した全部又は一部について期日を定めて返還を命じることができる。また、補助金返還を命じられた申請者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) この要綱の規定又は補助金交付決定の内容に違反していることが明らかになったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付を不相当と認めるとき。

(加算金及び遅延金)

第10条 加算金及び遅延金については以下のとおりとする。

(1) 補助事業者は、前条の規定により知事から補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じられた補助金額を納付しなければならない。

(2) 補助事業者は、知事から補助金の返還命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(3) 知事は、(1)及び(2)においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は遅滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

(補助金の経理)

第11条 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。

(調査等の実施)

第12条 知事は、補助金の交付に関して、必要と認めるときは、補助事業者に対し、関係書類の提出又は実地調査その他の調査等を行うことができる。

2 補助事業者は、前項に定める調査等に協力しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

なお、令和7年度のみ、施行日以降の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年3月26日から施行し、令和8年度の補助事業から適用する。

別表（第5条関係）

1 補助対象活動	2 補助対象経費 (算定基準額)	3 補助限度額	4 補助率
スポットワーク雇用仲介事業者のサービスを利用し、スポットワーカーを雇用して行う県内事業所での事業活動	スポットワーカーとの仲介が成立したことへの対価として、スポットワーク雇用仲介事業者等に支払った人材紹介手数料（サービス利用料）	50,000 円	1 / 2

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

申請者 所在地 _____
名 称 _____
代表者職氏名 _____

鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付申請書

鳥取県スポットワーク導入支援補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	鳥取県スポットワーク導入支援補助金
算定基準額	円
交付申請額	円
添付書類	鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

鳥取県スポットワーク導入支援補助金事業報告書

1 実績報告

スポットワーカーの雇用開始日	令和 年 月 日	
スポットワーク雇用仲介事業者への支払終了日	令和 年 月 日	
雇用したスポットワーカーの人数（延べ人数）	名	
スポットワーカーの勤務時間（延べ時間）	時間	
支 払 日	スポットワーク雇用仲介事業者への支払総額(税込)	うち手数料 (サービス利用料) (税抜)
合計		(A)
交付申請額 (A × 1/2 (※1円未満切り捨て))		

※1 本様式の各欄は必要に応じて追加してください。

※2 補助対象経費は「うち手数料（サービス利用料）」の額となります。貸金、交通費、振込手数料、消費税および地方消費税は含みません。

2 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）
請求額 金〇〇〇, 〇〇〇円

債権者コード	
振込先金融機関	
店舗名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)

※1 債権者コードは鳥取県に振込口座登録をしている場合のみ記載してください

3 添付書類

- 鳥取県内に事業所を有していることが確認できる書類（※営業許可書、登記簿謄本、賃貸借契約書など）の写し
- スポットワーク雇用仲介事業者へ支払う手数料の内訳がわかる資料の写し
- スポットワーク雇用仲介サービスの利用内容がわかる書類（スポットワーク雇用仲介事業者からの請求書または支払明細書）の写し
- スポットワーク雇用仲介事業者への支払い完了を証する書類（通帳等）の写し

(別紙)

令和 年 月 日

誓 約 書

鳥取県知事 様

申請者 所在地 _____
名 称 _____
代表者職氏名 _____

スポットワーク導入支援補助金の申請にあたり、スポットワーク導入支援補助金交付要綱第4条に定められた補助対象事業者の要件をすべて満たしていることを下記のとおり誓約します。

記

- (1) 私は、県内に事業所を有する事業者です。
- (2) 私は、県が主催する「スポットワーク活用促進セミナー」を受講又はオンライン視聴し、かつ、本補助金を過去に受給したことがない事業者です。
- (3) 私は、同一年度内に国又は他の地方公共団体等が所管する同様の目的の補助金等を受給していない又は受給する見込みがない事業者です。
- (4) 私は、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働関係法令を遵守している事業者です。
- (5) 私は、国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給（偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金の交付を受け、又は受けようとする。）をしていない事業者です。

様

鳥取県知事
(公印省略)

鳥取県スポットワーク導入支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県スポットワーク導入支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助活動

本補助金の補助活動の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助活動の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受等に当たっては、規則及び鳥取県スポットワーク導入支援補助金補助金交付要綱の規定に従わなければならない。